

勢田川、大湊川の所有者不明船を強制撤去しました

平成22年12月27日(月)、勢田川の所有者不明船2隻と大湊川の沈没船1隻の計3隻を強制撤去しました。



位置図

対象物件③
大湊川右岸1.4km付近



対象物件②
勢田川右岸0.6km付近



対象物件①
勢田川左岸1.2km付近



■再係留防止措置

強制撤去後は、再係留防止措置として係留禁止の表示をしました。



撤去した物件(勢田川の2隻)は、伊勢市田尻町の国土交通省勢田川排水機場敷地内で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。
なお、保管物件の一覧は三重河川国道事務所において閲覧できます。
(TEL.059-229-2218)

放置船舶の対策については、引き続き「勢田川等水面利用対策協議会」において検討していきます。